

人吉球磨消防指令事務協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、人吉球磨消防指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会を設ける団体)

第3条 協議会は、人吉下球磨消防組合及び上球磨消防組合（以下「関係組合」という。）が、これを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、関係組合の区域内における災害通報の受信、出動指令、通信統制、情報の収集伝達等の事務を管理し、及び執行する。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、熊本県球磨郡多良木町大字多良木3146-1上球磨消防組合内に置く。

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員をもってこれを組織する。

(会長)

第7条 会長は、関係組合の管理者、代表副管理者、副管理者及び正副組合長（以下「管理者等」という。）の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

3 会長は非常勤とし、任期は、管理者等の任期とする。

(委員)

第8条 委員は、会長以外の管理者等をもってこれに充てる。

2 委員は非常勤とし、任期は、管理者等の任期とする。

(副会長及び監事)

第9条 協議会に、委員の互選により副会長1人及び監事2人を置く。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

4 副会長及び監事は非常勤とし、任期は、管理者等の任期とする。

(職員)

第10条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係組合別の配分については、関係組合の消防長が協議により、これを定める。

2 会長は、前項の規定により配分された定数の職員を関係組合の消防長の推薦に基づき選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障により、職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の事務を処理するため、事務局を設けることができる。

2 前条に規定する職員の中から、事務局に事務局長、事務局次長及び職員を置く。

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長が予めこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員等の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(幹事会)

第15条 協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項以外の事項で会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の議事その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係組合の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第16条 協議会がその担任する事務を関係組合の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する上球磨消防組合の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を関係組合の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 上球磨消防組合は、前項の条例等を改廃しようとする場合においては、予め人吉下球磨消防組合に協議しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第 17 条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する経費は、関係組合が負担する。

2 前項の規定により関係組合が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 人吉下球磨消防組合は、前項の規定による負担金を、上球磨消防組合に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第 18 条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係組合が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、上球磨消防組合がこれを行う。

(その他の財務に関する事項)

第 19 条 この規約に特別の定めがあるものを除く外、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第 20 条 協議会が解散した場合においては、関係組合がその協議によりその事務を継承する。

(協議会の規程)

第 21 条 協議会は、この規約に定めるものを除く外、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。